

# 令和6年度危険物取扱者保安講習会案内

## 1 受講対象者

危険物取扱者免状を所持し、現に危険物取扱作業に従事しており、次に該当する方は、保安講習の受講が義務づけられています。

- (1) 継続して危険物取扱作業に従事している方。(前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内)
- (2) 新たに又は再び従事する方は、従事することとなった日から1年以内。ただし、次の(3)に該当する方は、(3)による。
- (3) 新たに又は再び従事する方で、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方は、免状の交付又は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内。

## 2 講習日時

令和6年7月25日木()

受付時間 9:00～9:30

受講時間 9:30～12:30

## 3 講習実施場所

伊佐市 伊佐市文化会館 小ホール ☎0995-22-6320

## 4 受講手数料

危険物保安講習受講申請書の手数料欄に、5,300円分の鹿児島県収入証紙を貼り付けてください。【注：収入印紙ではありません】

※収入証紙は交通安全協会、県の出先機関(地域振興局等)などで販売しています。

## 5 受講申請書の提出先及び受付期間

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5番19号 鹿児島県石油会館3階

一般社団法人鹿児島県危険物安全協会 ☎099-257-5200

令和5年6月3日(月)から6月21日(金)まで【土・日曜日を除く】

郵送の場合は、6月21日(金)消印のものまで受け付けます。

※消防本部、南消防署及び各分遣所では、受付できません。

## 6 保安講習案内及び受講申請書の置いてある場所

受講申請書は、鹿児島県危険物安全協会、消防本部、南消防署及び各分遣所

予防課危険物係 ☎0995-22-0122・南消防署 ☎0995-74-3021

菱刈分遣所 ☎0995-26-0085・吉松分遣所 ☎0995-75-2605

## 7 その他

- (1) 受講義務者が受講すべき期間内に受講しなかった場合、消防法第13条の2第5項の規定により、免状の返納を命ぜられることがありますので、注意してください。
- (2) 危険物取扱者免状は、交付日又は写真書換日から10年以内ごとに写真の書換が必要です。書換期限が過ぎていると、原則受講日までに書換を済ませなければなりません。早めの書換手続きをお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止のため、受講の際はマスクの着用をお願いします。

## 8 問い合わせ先

伊佐湧水危険物安全協会 (☎0995-22-0122)